

平成 29 年度第 2 回日高市環境審議会議事録

日時	平成 30 年 3 月 23 日(金) 午後 2 時から午後 3 時 40 分まで
場所	日高市役所 2 階 庁議室
公開・非公開	公開
非公開理由	
出席者	市長、行成美知代委員、横手澄男委員、速水良委員、高根廣作委員、中山貞男委員、石橋みこと委員、藤田聖委員、石野眞菜委員、遠藤くに子委員、大澤尚委員、日詰浩司委員
欠席者	相良純子委員、山田雅子委員、小島恵美委員
事務局	関市民生活部長、堀口環境課長、大河原生活環境担当主幹、大沢廃棄物対策担当主幹、市川廃棄物対策担当主査、柳戸生活環境担当主査
説明員	事務局
傍聴者	1 名
担当部署	市民生活部環境課
議事	(1) 日高市環境保全条例に定める環境配慮事業の実施について (2) 可燃ごみの減量について(報告事項)
会議資料	資料 1 環境配慮事業概要書 資料 2 環境配慮事業手続フロー 資料 3 環境配慮事業協定書(案) 資料 4 1 人 1 日 10g の可燃ごみ減量にご協力ください
	<p>事務局：(事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布資料の確認 ・出席人数 11 名 日高市環境審議会条例第 6 条第 2 項の規定により審議会が成立することを報告。 <p>【開会】</p> <p>会 長： (あいさつ)</p> <p>市 長： (あいさつ)</p> <p>【議事】</p> <p>議 長： 本日は、議題が 1 件、報告事項が 1 件ございます。</p> <p>はじめに、議題の「日高市環境保全条例に定める環境配慮事業の実施について」でございます。</p> <p>この件については、市と環境配慮事業者とで協定を締結するにあたり、市長より当審議会に意見を求められています。では、事</p>

務局の説明を求めます。

事務局： 担当より説明。

(資料1から資料3に基づき説明)

議長： ただいまから「日高市環境保全条例に定める環境配慮事業の実施について」について審議します。環境配慮事業協定書(案)の内容についての質問や意見等がありますでしょうか。

委員： 前回の事業者の説明では、搬入車両については、石炭の搬入の減少により、現状と変わらないとのことでしたが、廃プラスチックは毎日持ち込まれるのか、それとも、まとめて持ち込まれて保管されるのでしょうか。

事務局： 搬入の頻度は把握していませんが、敷地内には、廃プラスチック類を保管する建屋が複数ありますので保管はされていると思われる。搬入車両の現状と、変更後の見込みについて事業者を確認しておきます。

委員： 廃プラスチックの発生源は都内であると説明されたと思いますが具体的にはどこからになるのでしょうか。また、廃プラスチック類の形状により搬入車両数が増えてしまいそうで心配です。

事務局： 前回の事業者の説明では、埼玉県内や東京都内の産業廃棄物中間処分業の企業から搬入するとのことでした。搬入車両数については、搬入物や方法等考慮しての推計した結果、現状と変わらないとのことであると思われます。

議長： 搬入車両の状況については、事業開始後に経過を見守る必要がありそうです。

委員： 焼成用燃料を廃プラスチック類にすることの安全性は確保されているのでしょうか。

事務局： ダイオキシンについて心配されると思いますが、セメントキルン内は1,450度もの高温ですのできちんと分解されることとなります。また、ダイオキシンの数値については定期的に測定を行っているとのことです。

委員： 搬入経路はどうなるのでしょうか。

事務局： 搬入経路については、11月に開催された地域説明会において、地域の皆様も心配されていたようです。そのため、市の意見書においても通学路や関係住民に配慮するように記載してございます。搬入は、北側都市計画道路から、グラウンド脇を通り、北門から搬入することになっております。

委員： 我々が家庭から出す「ごみ」について何か影響はあるのでしょ

うか。

事務局： 今回の事業は、産業廃棄物である廃プラスチック類を扱いますので、家庭から出る一般廃棄物とは異なるため、影響はございません。

委員： 焼成用燃料として廃プラスチック類を使うことになりますが、セメントキルン内の高温を保つには、石炭よりも効率がよいため代替燃料としてはよいと思います。廃プラスチック類はある程度圧縮して搬入されると思われます。搬入車両が変わらないのは、効率等の影響もあるのではないのでしょうか。

委員： 廃プラスチック類とは、どのようなもののでしょうか。

事務局： 事業者が地域説明会の際に使用した資料の中に、破砕機の能力を示す資料があり廃プラスチック類については、農業用フィルムや建設廃材といった例示がございます。

議長： 事業内容の定期的な点検や監視はあるのでしょうか。

事務局： 協定を締結後は、必要があればその都度助言や指導を行っていくこととなります。また、事業開始後、事業者への聞き取り等を状況に応じて行うことが考えられます。

事務局： 煙突からでる排気ガスの濃度測定が2か月に一度行われ、事業者は毎年その結果を提出しております。

委員： 事業開始後は、データの比較をきちんとしていただきたいと思えます。

議長： 今後、データ等を注視していただきたいと思えます。

—協定書に関する意見はなし—

議長： 特に意見はないようですので以上を持ちまして、議題「日高市環境保全条例に定める環境配慮事業の実施について」は終了いたします。続きまして報告事項（1）「可燃ごみの減量について」です。事務局の説明を求めます。

事務局： 担当より説明。

（資料4に基づき説明、一般廃棄物処理事業（可燃ごみ処理委託）の債務負担行為について説明、市指定ごみ袋の変更について説明）

議長： ただいま、事務局から説明がございましたが、何か質問等ございましたらお願いします。

委員： 市指定ごみ袋を元の形に戻すというのはどのような経緯なのでしょう。

事務局： 現在の手提げ型よりも通常型の方がよかったとの声が寄せられていました。また、形状から1枚の袋に入るごみの量が減ってし

まったとの意見がありました。

委員： 確かに手提げ型は入れられる量が少なかったと思います。使用されている方もあまりいないように思われます。

委員： 資源ごみ（紙ごみ）、ペットボトルの処理費用はどのようになっているのでしょうか。

事務局： 市の収集に出していただいたものは、市の歳入となります。また、地域の資源回収、スポーツ少年団等の資源回収に出せばそれらの収入となります。どこに出していただいても構いませんが、可燃ごみとはせずに収集または資源回収をご利用ください。また、ペットボトルも市の収集に出していただいたものは、市の歳入となります。

委員： 剪定した枝を乾かして可燃ごみに出しているが、集積して再利用できる仕組みができないでしょうか。ごみの減量が図れると思います。

事務局： 家庭系剪定枝チップ化事業を昨年度から実施しており、区、自治会単位で協力いただいております。集積場所の関係から検討中の自治会もございます。

委員： 私の自治会では、集積場所が狭いので一定の時期に限り実施しています。

事務局： 相談いただければ可能な範囲で対応させていただきます。

委員： 以前住んでいた市では、剪定枝等を集め堆肥化するような場所を設け、できた堆肥を市民へ配布していました。市民も喜ぶし、ごみの減量にもつながっていくと思います。

事務局： 貴重な意見をありがとうございます。

委員： 減量のチラシにあるように、ティッシュの箱が30gであるとか具体的な数値を知らせることはよいことだと思います。今後の可燃ごみの処理費用はどのようになるのでしょうか。

事務局： 処理費用の単価は基本的には維持していく方針です。3年に一度協議を行って決定します。

委員： 現在のごみ処理法方以外を考えているのでしょうか。

事務局： 新しい処理方法を検討するとしても時間がかかります。市も企業も長期的な計画を立てられるように10年間という長期の協定としております。

委員： 現在の処理法方は、二酸化炭素の排出量削減、焼却残渣が発生しないといった利点があります。ぜひ市と企業で維持できるように話し合いを進めていただきたいと思います。

議長： 我々審議会委員が率先してごみの減量に努めていきましょう。

議長： 議事については以上になりますが、その他のことで委員の皆様から意見等ございますか。

委員： 広報等において環境に関することを取り上げて周知を図っていただきたいと思います。

委員： 広報、出前講座等いろいろな手段を利用して周知することで多くの人に知っていただけたらと思います。

委員： 地域密着の公民館だよりを利用してよいのではないのでしょうか。

事務局： 貴重な意見をありがとうございます。

議長： 本日の議事はすべて終了いたします。委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

【その他】

—事務局より事務連絡—

【閉会】

事務局： 以上をもちまして、平成 29 年度第 2 回日高市環境審議会を終了させていただきます。